

## 規約

### 第一条 本規約

本規約では、一般社団法人コンサドーレ北海道スポーツクラブ(札幌市中央区北三条西二丁目1-13NC北専北三条ビル)7階、以下「運営会社」という)が運営するコンサドーレサッカースクール(以下「本スクールという」)について必要な事項について定める。

### 第二条 目的

本スクールは、スポーツを通じた青少年の健全な心身の育成、体力向上、競技力の向上に努めるとともに、スポーツの魅力を伝え、北海道におけるスポーツ振興に寄与することを目的とする。

### 第三条 入会資格

本スクールに入会できる者は、第二条に賛同した者とし、本スクールの規約を遵守し、運営会社が入会に適すると認められた者(以下「会員」という)とする。

### 第四条 入会手続き

本スクールに入会を希望する者は、所定の手続きに従い本スクールに申し込むものとする。届出事項に変更がある場合は、所定の方法により速やかにその旨を届け出るものとする。

### 第五条 会費等

会員は、別に定める年会費・月会費・その他費用（以下会費等という）を所定の期日までに納入するものとする。

### 第六条 会費等の不返還

一旦納入された会費等は、理由の如何に問わず原則として返還しない。

### 第七条 会費等の支払い方法

会費等の納入方法は運営会社が指定する方法とする。口座振替手数料が生じる場合には、会員の負担とする。

### 第八条 ウエアの購入及び着用

会員は、本スクールが指定するウエア等を購入し、本スクールに参加する際はそれを着用しなければならない。

### 第九条 指導内容

本スクールが別に定めた指導方法に基づき、会員及び各クラスの発達状況・技術・体力等に応じた指導を行う。

### 第十条 活動期間

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月までの期間とする。ただし、別に活動期間を定めている会場・コース・クラスを除く。

### 第十一条 活動日時及び会場

- 1.本スクールの活動日時および会場については、本スクールが別に定めるスケジュールによる。
- 2.悪天候等のやむを得ない事情が発生した場合は、定められたスケジュールや会場を変更または中止することがある。その場合は事前にスクール生に通知する。
- 3.前項により中止になった場合は、極力代替日を設けることとするが、会員はその決定および日程調整を運会社に一任するものとする。

## 第十二条 入会

本スクールの入会は受講開始日とする。月途中での入会の場合、月会費の日割りは行わず入会月からの月会費発生となる。

## 第十三条 休会及び復会

- 1.本スクールの休会を希望する場合は、休会を希望する月の前月末日までに、所定の方法によりその旨を届出なければならない。
- 2.休会期間は3か月以内とし、怪我等の理由で本スクールが期間延長の必要性を認めた場合はこの限りではない。
- 3.休会期間中は、月会費の支払いを免除される。
- 4.休会した会員が復会する場合は、復会を希望する月の前月末日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
- 5.復会した場合、復帰月分から月会費を支払うものとする。

## 第十四条 退会

- 1.本スクールの退会を希望する場合は、退会を希望する日の属する月の前月末日までに、所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
- 2.前項に定める届出日が過ぎた場合、退会を希望する月の月会費が発生し、返還は行わないものとする。
- 3.一旦退会した会員が年度内に再入会する場合、再度年会費を支払うものとする。
- 4.本スクールは、会員が資格を喪失した場合、退会させることができる。

## 第十五条 会場・コース・クラス変更

会場・コース・クラスの変更を希望する場合は、変更を希望する月の前月末日までに、所定の方法によりその旨を届け出なければならない。また、受講会場・コース・クラスの増減においても同様とする。

## 第十六条 年度更新

- 1.会員が次年度への継続を希望する場合は、所定の方法により手続きを行い、本スクールの承認を得るものとする。
- 2.次年度への更新を希望しない場合は、第十三条の届け出をするものとする。ただし、更新手続き時に小学6年生の会員については、自動退会とする。

## 第十七条 遵守事項

- 1.会員及びその親権者は本規約を遵守するとともに、会場での諸規則に従うものとする。

2.会員は本スクールの一員として、スクール内の秩序、規則、コーチの指示、移動時等に公共のルールやマナーなどを遵守しなければならない。

#### 第十八条 保険

会員は入会と同時にスポーツ傷害保険に加入することとし、加入に係る手続きは全て運営会社で行う。なお、傷害や事故の場合における補償および責任は加入する保険の範囲内において補償されるものとする。

#### 第十九条 会員の負傷処置

会員の本スクール活動中の負傷については、本スクールのコーチが応急処置を行う。ただし、その後の治療・入院・通院その他については保護者が責任を持って行うものとし、本スクールは一切責任を負わないものとする。

#### 第二十条 免責

会員は、本スクール内および会場の駐車場等で発生した盗難、紛失、傷害、その他の事故・事件について、運営会および指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

#### 第二十一条 休校及び閉鎖

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他運営会社の存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとする。

#### 第二十二条 会員資格の喪失

本スクールは、下記に該当する事由があると判断した場合には、当該会員の資格を喪失させることができる。

- 1.会員本人が死亡したとき。
- 2.正当な理由なく会費等を二ヶ月滞納し、催告をしてもそれに応じず、納入しないとき。
- 3.本規約、その他本スクールの定める諸規則に違反したとき。
- 4.本スクール外で、本スクールの名誉を著しく汚す行為をしたと判断したとき。

#### 第二十三条 個人情報の取り扱い

- 1.本スクールではご提供いただいた個人情報について適切かつ慎重に取り扱いを行い、北海道コンサドーレ札幌の運営に関する事項以外の利用は行わないものとする。
- 2.会費請求の手続きや顧客管理システム等、クラブ運営に関わる事項について、業務委託先又は提携先に預託する場合は、正当な利用目的の範囲内において取り扱うこととする。
- 3.人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合などは、法令に基づき第三者に個人情報を提供する。
- 4.会員が提供した個人情報を訂正、変更する場合は、所定の方法により手続きを行うこととする。

#### 第二十四条 肖像権

- 1.会員は本スクールで撮影した写真を、北海道コンサドーレ札幌や運営会社のホームページ他、新聞や雑誌など各種媒体等で使用することを承諾するものとする。
- 2.使用に関して支障をきたす場合は、事前に申し出るものとする。

## 第二十五条 附則

本スクールは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項および定められていない事項について、細則を定めることができる。なお、本規約の変更について本スクールより変更内容通知後また新規約送付後にスクール活動に参加した場合、本規約に関する変更事項および新規約を承諾したものとみなす。